令和7年度第7回食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて(輸入区分Ⅲ: CPTPP経済連携協定分(小麦)及び通常分(小麦))

1. 見積合せに関する事項

輸入区分	種類	契約予定数量 (トン)	船積期限及び引渡期限
Ⅲ:CPTPP経済 連携協定分	オーストラリア産食糧用小麦	25, 260	船積期限:令和8年2月15日(日)まで (国庫債務負担行為の場合は、令和8年 5月31日(日)まで)
Ⅲ:通常分	食糧用小麦	94, 740	引渡期限:令和8年3月12日(木)まで (国庫債務負担行為の場合は、令和8年 4月1日(水)以降、同年6月25日 (木)まで)

(注) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について(令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知)」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査を実施し、その結果を農産局長に報告すること。

- 2. 見積合せの受付、見積書提出の場所及び日時
 - (1)場所 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
 - (2) 日時 令和7年11月14日(金) 午後1時45分~2時30分